

一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会会費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会(以下、「協議会」という。)の会費に関し、定款第 9 条の規定に基づき必要な事項を定める。

(会費)

第 2 条 正会員の年会費は、施設の種類、規模により、施設割と利用者定員割の合計で算定する。正会員および賛助会員の年会費は社員会費基準表(別表 1)のとおりとする。

2 やむを得ない事情により一部休止し事業運営を行う正会員にあっては、減額申請及びそのことを証明する書類を協議会事務局に提出することによって、その期間においては、年会費は、月割計算にて定員数から休止するベッド数を除いた定員数に基づき施設割および利用者定員割を算定するものとする。

3 賛助会員の会費の口数は、変更等の申し出があった場合を除き、翌年度に自動的に継続することとする。

4 正会員である施設長等が交代する場合にあっては、1 か月以内に協議会事務局に、新任者の氏名および交代日等、その旨を届け出ることによって、会費は引き継がれることとする。

(会費の納入)

第 3 条 会費納入は年 1 回とし、請求の日から 2 か月以内に納入しなければならない。

2 年度の中途に入会、または再入会したときの年会費は、月割計算により請求する。

3 会員が退会し、又は除名された場合は、すでに納入された年会費は返還しない。

(会費の滞納)

第 4 条 定款第 11 条第 3 号の規定により、正当な理由なく会費を請求のあった日から 1 年以内に納入しない場合であって、かつ催促に応じないときは、正会員または賛助会員はその資格を喪失する。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、社員総会に諮るものとし、決議は、定款第 20 条第 1 項の規定に基づく。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会社員会費基準表

正会員(定款第 7 条第 1 項第 1 号)		
施設の種類	施設割 (円)	利用者定員割 (人/円)
1 特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム		
① 定員 120 人以上	50,000	600
② 定員 80 人以上 119 人以下	40,000	600
③ 定員 31 人以上 79 人以下	30,000	600
④ 定員 30 人以下(地域密着型特養含む)	20,000	300
⑤ 併設ショートステイ		300
2 ケアハウス		
① 単独型ケアハウス(定員 50 人以上)	20,000	300
② サテライト型ケアハウス(定員 50 人以上)	10,000	300
③ 併設ケアハウス(定員 50 名未満)		300
3 上記に該当しない施設及び居宅サービス・地域密着型サービス事業所等(1カ所につき) ※(通所介護・訪問介護・訪問看護・GH・居宅介護支援等)		
① 単独型施設・事業所	10,000	—
② 併設及びサテライト施設・事業所	5,000	—
賛助会員(定款第 7 条第 1 項第 2 号)		
賛助会員の種別	会 費	
法 人	1 口 100,000 円以上	
個 人	1 口 10,000 円以上	

※「サテライト施設・事業所」とは、介護保険事業指定権者より、「サテライト型事業所」として指定を受けたものをいう。